対象・年齢

なる医療費

給付対象額

報カレン

ダ

ほ

か

新は忘れずに申請してください 村から転入したとき、また毎年の更 かった場合、その医療費の自己負担 いるため、受給資格証の交付申請を 分を保護者に給付します。 つらつ」に育つことを願い、乳幼児 しないと給付は受けられません。 この制度は、 :健康保険証を使って病院などにか お子さんが生まれたときや他市 本市では、 乳幼児が「元気」で「は 届け出制度となっ 7 町

医療費給付事業の内容

500円を控除した額を給付します。 ※入院時食事療養費および保険適用外(予防接種・検診・薬の容器代 室料差額など)は給付の対象になりません。

乳児~3歳児

○出生の日から1、2、3、4歳

に達する月の末日まで 1年ごとに更新申請が必要

入院・外来医療費、調剤薬剤費

保険給付の対象となる医療費 のうち自己負担分として支払

(更新時期は誕生月)

現物給付 給 付 方

法

特定扶養親族(16歳以上23歳未満の学生)

が生じた場合は、 て見直しを行い、

新しい「老人医 負担割合の変更

療受給者証」と引き換えをして

老人保健制度のお知らせ

「老人医療受給者証」について

負担割合を毎年所得などに応じ

※市内で、現物給付を採用して 担分を支払う必要はありません。 を市内の医療機関などに提示する れた「乳幼児医療費受給資格証 い医療機関もあります。 保険給付対象医療費の自己負 健康保険証」 と市から交付さ いな

▼償還払い

口座へ振り込みします。 請求してください。翌月保護者 支払ったあと、診療月の翌月から で受診したときは、自己負担分を 用していない市内の医療機関など 4**カ月以内**に領収書を添えて市 市外の医療機関や現物給付を採

「乳幼児医療費受給資格証」

っ

||平成20年4月から「後期

高齢

者医

要です。

限度額等が減額されます。

認定

することにより入院時の自己負担 額減額認定証」を医療機関に提出

の交付を受けるためには申請

が必

2人

3人

交付申請に必要なもの

4歲児~小学校就学前児童

○4歳に達した月の翌月から6歳

校就学前)の幼児

入院した翌月までに

到達後最初の3月31日まで(小学

付申請」が必要(更新時期は所

得の判定年度が変わる7月)

入院医療費

保険給付の対象となる医療費のう

※医療機関ごとに入院1日につき

ち自己負担分として支払った額

「資格証交

※診療月の翌月から4カ月を過ぎて 申請すると給付は受けられません。

険証

お子さんの名前が載っている

平成19年1月1

日以降に本市に

転

入したかたは、 んでいた市町村の

19年1月1日に住

保護者の

0)

所得

対 者 の 要 件

課稅証明書

が

載

0

※詳細については、

後

日広報でお知

に移

行

らせします

○所得額から8万円 ○本市に住んでい こと。 限限度額未満であること。 あり)を控除した額が次の所得 る (ほかにも控除 乳幼児である 制

扶養親族 等の数	所得制限限度額	注1)	注1)扶養親族が4人以上の場合、限度額は 1人につき38万円加算 注2)老人控除対象配偶者または老人扶養親
0人	2,342,000円	注2)	
1人	2,722,000円		族がある場合、限度額は1人につき 10万円加算

注3)

3.102.000円

3,482,000 +

世帯)

は、「限度額適用・標準負担

※1月~6月までの申請は前々年の所得、7月~12月までの申請は前年の所得。 ※国保加入の乳児(O歳児)は所得制限がありません

がある場合、

「限度額適用・標準負担額減額認

定証」について

所得の低いかた (住民税非課)

担割合変更」を通知しています。

○所得制限などで該当にならなかったかた 毎年7月に所得の判定年度が変わります。18年分の所得が前年よ 少なかったかたや所得税法に規定する扶養人数が増えたかたで、対 なると思われるかたはご相談ください。

ます。

対象のかたには、「一

部負

※保護者とは乳幼児の名前 印鑑◆保護者名義の口座 いる保険証の被保険者 (郵便局以外)。 番号 Ď 分

かるもの

国保年金課(☎35111

ます。 は平成20年3月までの実施となり ができます。現在の老人保健制度 療制度」が始まります 20年4月からは新しい医療制度 て、新しく「後期高齢者医療制度 後期高齢者医療制度」 75歳以上の高齢者のかたを対象 体の状態や生活実態を踏まえ

内線246